

令和6年度君津市地域生活支援拠点の評価様式 資料2－2

機能名称	国の考え方	本市の考え方	登録事業所数	実績	課題	今後の取組事項
相談支援	基幹相談支援センター、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所とともに、地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保する。また、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能	君津市拠点コーディネーター（「以下、「コーディネーター」という。」について）は、君津市障害者基幹相談支援センターが担うこととし、コーディネーター及び君津市が連携することで「緊急時の支援が見込めない世帯の把握」に努める。また、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所と連携して、緊急の事態等に必要なコーディネートや調整を行なう。なお、特に緊急性の高い相談かつ相談支援事業所等では対応しきれない場合は、速やかにコーディネーターもしくは君津市に連絡する。	・基幹相談支援センター ・相談支援事業所 計2箇所	緊急時の支援が見込めない世帯の台帳作成など具体的な成果物には至っていない。	緊急時の支援が見込めない世帯について、具体的にどのように把握し管理していくのかが定まっていない。	事前登録様式を早急に定め、相談員がモニタリング時等に地域生活支援拠点の周知と事前登録促進ができるよう仕組みを整える。
緊急時の受入れ・対応	短期入所を活用した常時の緊急受入れ体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の重度化による緊急時に、短期入所等の施設受入や医療機関への連絡など必要な対応を行なう。緊急時の受入れについては、本市に短期入所の事業所数が少ないと踏まえ、短期入所だけではなく、グループホームや訪問系サービスを利用する。	短期入所を活用した緊急受入れ体制の整備を進める上で、介護者の急病や障がい者の重度化による緊急時に、短期入所等の施設受入や医療機関への連絡など必要な対応を行なう。緊急時の受入れについては、本市に短期入所の事業所数が少ないと踏まえ、短期入所だけではなく、グループホームや訪問系サービスを利用する。	・基幹相談支援センター ・相談支援事業所 ・短期入所事業所 計5箇所	緊急受入れとなるケースはなかった。	グループホームでの受入れについては、加算の算定ができないため、より多くの事業所に登録いただくには工夫が必要。	地域生活支援拠点として受けられる加算、または緊急対応を行った際に受けられる加算の一覧を公表する。日中活動系の事業所も加算を受けることができるので、幅広く周知する。
体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立等にあたって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能	共同生活援助等の障害福祉サービスの利用が促進されるよう市内の障害福祉サービス事業所などの空き状況を定期的に情報共有できる体制を構築する。	・基幹相談支援センター ・短期入所事業所 ・生活介護事業所 ・就労継続支援日型事業所 ・共同生活援助事業所 計10箇所	体験の希望や実績はなかった。事業所の空き状況についても、情報共有できる体制の構築に至っていない。	相談支援機能における、「緊急時の支援が見込めない世帯」の把握に努め、障害福祉サービスの利用に結びつける支援が必要である。	体験の希望があった際にスムーズに案内ができるよう、事業所の空き状況の把握について、頻度や手法を定める。
専門的人材の確保・養成	医療的ケアが必要なものや行動障害を有する者、高齢化に伴い、重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能	専門的人材の育成・確保を踏まえ、本市の障害福祉の中核を担う君津市障害者基幹相談支援センターによる研修を実施していく。	・基幹相談支援センター	令和6年度は計3回の研修を実施。 「個別支援計画での困りごと」「成年後見制度」「虐待のこと」	医療的ケア児等や強度行動障害への知識や理解を深めるなど、複雑なケースにも対応できる人材の育成に取り組む必要がある。	事業者のニーズを聞きながら、それに対応する研修をセッティングする。
地域の体制づくり	基幹相談支援センター、一般相談支援事業所、特定相談支援事業所等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能	自立支援協議会において、地域の様々なニーズに応えるサービス提供体制の確保や地域の社会資源の連携体制の構築などの検討を進める。また、地域生活支援拠点等の運用状況についても、自立支援協議会で検証及び検討を行い、適切な評価を行い、PDCAサイクルを構築する。	・基幹相談支援センター ・相談支援事業所 計2箇所	PDCAサイクル構築のため、第4回地域生活支援部会において評価様式を定め、評価の準備を行った。	緊急時の連携訓練等を行い、連携体制について具体的なイメージを持てるようにする必要がある。	各事業所の連携担当者間で顔の見える関係性を築く。連絡網やマーリングリストなどをつくり、緊急時に素早く情報が行き渡る仕組みを作る。
拠点コーディネーター	平成29年7月7日付、障障発第0707第1号「地域生活支援拠点等の整備促進について」に基づき、コーディネーターは地域生活支援拠点の5つの機能における「相談機能」、「地域の体制づくり」の中核となる。	コーディネーターは君津市障害者基幹相談支援センターが担うこととする。		緊急受入れのケースがなかったため、受入れ事業所の調整業務はなかった。	実際に緊急受入れが必要となつた場合に備え、どのように動くかを決めておく必要がある。	「相談支援」、「緊急時の受入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」の5つの機能について、課題解決及び有機的に結びつくよう取り組んでいく。加えて、「周知・啓発」及び5つの機能に係る登録事業者を増やしていく。
周知・啓発	拠点等は、地域で生活する障害者等やその家族の身近な相談機関として、その業務内容や運営状況等を幅広く周知することにより、拠点等の円滑な利用やその取組に対する障害者等及び地域住民の理解が促進されることから、市町村は拠点等の取組内容や運営状況に関する情報を公表するように努めることとする。	地域生活支援部会における地域生活支援拠点の取組内容や運営状況について、ホームページへの掲載を行う。また、広報等への掲載や地区社会福祉協議会への説明会等を実施し、地域の方に対し周知する。		君津市地域生活支援拠点事業の概要については、ホームページへ掲載を行った。その他の周知活動には至っていない。	地域生活支援拠点の知名度が低い。周知・啓発を行う手法や、わかりやすく伝えられる内容の精査が必要。	なるべく簡潔なチラシを作成し、対象となり得る方への配付、回覧などを行う。また、相談支援部会や就労支援部会でも拠点についての説明を行うなど、まずは関係者への周知を徹底する。